子育て家庭等の経済的負担軽減について

【担当省庁】内閣府、厚生労働省

子どもの医療費助成については、<u>ナショナルミニマムとして国において中学生までの子どもを対象に制度化</u>するとともに、医療費助成を行った市町村に対する国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置については、<u>市町村の財政基盤の安定化を図るため、早急に全廃</u>していただきたい。

また、国民健康保険の保険料均等割については、年齢や所得に関係なく被扶養者も含め<u>一律に定額が賦課</u>されることから、子育て世帯の負担が大きくなっている。<u>子どもの均等割軽減制度を創設</u>し、国において適切な財源措置を講じていただきたい。

子育て家庭の負担軽減のため、10月から開始された幼児教育・保育の無償化制度について、幼児の誰もが教育・保育を享受できるよう、 食材費に対する負担軽減策を一層拡充するとともに、全ての0~2歳 児についての無償化を実現していただきたい。

【現状・課題等】

■ 喫緊の課題である少子化・人口減少を克服するため、厳しい地方財政の下、全都道府県が、国に代わって子どもの医療費助成に取り組まざるを得ず、既に全市町村で単独事業として実施している。

▶全国の医療費助成実施状況(厚生労働省子ども家庭局調べH 30.4.1 現在)

都道府県	子どもの医療費助成を実施している団体		全都道府	県
	小学校就学前を対象にしている団体	29道府県		
	小学生以上の学年も対象にしている団体		17都府県	
市町村	子どもの医療費助成を実施している団体		全市町村	
	小学校就学前を対象にしている団体	入院	1, 741	(100.0)
		通院	1,741	(100.0)
	小学生まで対象にしている団体 中学生まで対象にしている団体	入院	1, 734	(99. 6)
		通院	1,660	(95. 3)
		入院	1,671	(96. 0)
		通院	1, 552	(89. 1)

- ■減額調整措置は、子どもの医療費助成に加え、重度心身障害児(者)、ひとり親家庭等、社会的弱者など、地方自治体の意欲的・自発的な取組を阻害している。
- ■国民健康保険料=所得割+均等割(被保険者数×定額)+平等割(世帯当たり定額) →均等割は、人数に応じて金額が増えるため、子どもが多い世帯ほど負担が大きい。

京都府		
の担当課	こども・青少年総合対策室(075-414-4591)	

【京都府の取組】

■京都府の子どもの医療費助成の状況(中学生まで対象、2,206,926 千円)

	京都府の取組	国の制度
対象年齢	中学校卒業まで	
自己負担	(入院)200円/月・医療機関	制度無し
の上限額	(通院) 3 歳未満:200 円/月・医療機関	
	3 歳以上:月1,500円	_

■府内市町村における減額調整措置の影響額(平成30年度府集計による概数)

就学前分は改善されたものの、依然として影響は大きい。

	(億円)
子どもの医療費助成	0.4
ひとり親家庭の医療費助成	1.2
障害児(者)の医療費助成	6. 0
高齢者の医療費助成	0. 9
計	8. 5

■保育所等副食費支援事業(令和元年度9月補正11,000千円)

保育所、認定こども園に通う対象世帯への副食費補助事業を実施する市町村に対する支援

(実施主体:市町村、補助上限:4,500円/人当たり・月、負担割合:府1/4)

	補助要件
年齢による	18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯
対象世帯	
所得による	保育所:市町村民税所得割課税額169,000円未満
対象世帯	(推定年収約 640 万円まで)

※2号認定子どもについて、主食費と同様に副食費も原則保護者負担とされたことにより、これまで府の第3子以降保育料無償化事業によって保育料が無償とされていた世帯に新たに負担が生じることとなったため、副食費支援事業を創設